

国内株式議決権行使の判断基準（概要）

しんきんアセットマネジメント投信では、スチュワードシップ責任を果たすうえで、議決権行使を、投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促すための重要な手段と位置付けています。国内株式に係る議決権行使については、以下に定める基準に基づき、原則として全ての議案について賛否の判断を行っています。ただし、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメントの内容などを踏まえ、妥当と判断される場合においては、当該基準と異なる判断を行う場合があります。

1. 取締役の選解任

（1）業績基準

- ・3期連続で最終赤字かつ3期連続で無配の場合、原則として在任期間が取締役として3年以上の候補者の選任議案に反対する。

（2）ROE 基準

- ・3期連続でROEが5%未満の場合、原則として在任期間が代表取締役として3年以上の候補者の選任議案に反対する。

（3）取締役会構成に関する基準

- ・社外取締役が2名未満の場合は、原則として代表取締役の候補者の選任議案に反対する。
- ・親会社が存在する企業においては、社外取締役比率が1/3未満の場合、原則として代表取締役の候補者の選任議案に反対する。
- ・取締役会の規模について、20名以上の場合、原則として代表取締役の候補者の選任議案に反対する。

（4）独立性基準

以下の要件に該当する場合は、原則として当該社外取締役候補者の選任議案に反対する。

- ・10%以上の大株主出身（グループ会社含む）である場合
- ・金融商品取引所へ独立役員としての届出を行っている旨の招集通知における記載がない場合
- ・社内役員に三親等内の親族がいる場合

（5）出席率基準

以下の要件に該当する場合は、原則として当該社外取締役候補者の選任議案に反対する。

- ・取締役会への出席率が75%未満の場合

- ・取締役会への出席状況が招集通知に記載されていない場合

(6) 不祥事基準

- ・法令違反や不祥事等に該当する企業において、独立社外取締役がない場合は、原則として代表取締役候補者の選任議案に反対する。

(7) 買収防衛策基準

- ・買収防衛策を取締役会の決議のみに基づいて導入している場合、原則として代表取締役候補者の選任議案に反対する。

2. 監査役の選解任

(1) 取締役会構成に関する基準

- ・独立社外監査役がない場合、原則として全ての監査役候補者の選任議案に反対する。

(2) 独立性基準

以下の要件に該当する場合は、原則として当該社外監査役候補者の選任議案に反対する。

- ・10%以上の大株主出身（グループ会社含む）である場合
- ・金融商品取引所へ独立役員としての届出を行っている旨の招集通知における記載がない場合
- ・社内役員に三親等内の親族がいる場合

(3) 出席率基準

以下の要件に該当する場合は、原則として当該社外監査役候補者の選任議案に反対する。

- ・取締役会、監査役会への出席率が75%未満の場合
- ・取締役会、監査役会への出席状況が招集通知に記載されていない場合

3. 会計監査人の選解任

原則として賛成する。

ただし、法令違反や不祥事などにより、特に問題があると認められる会計監査人の選任議案については反対する。

4. 役員報酬

(1) 業績基準

役員報酬の支給もしくは増額について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・ 3期連続で最終赤字の場合
- ・ 直近決算期において最終赤字かつ株主資本の額が資本金を下回っている場合

(2) 不祥事基準

役員報酬の支給もしくは増額について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・ 法令違反や不祥事等に該当する企業の場合

(3) 対象者基準

ストックオプション等の株式報酬の付与対象者について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・ 監査役が含まれる場合
- ・ 社外取締役、社外監査役が含まれる場合
- ・ 関連会社、取引先等の役員、従業員が含まれる場合

(4) 希薄化基準

ストックオプション等の株式報酬の希薄化について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・ 5%超の希薄化となる場合
- ・ 発行済みの新株予約権と合わせて累計で10%超の希薄化となる場合

(5) その他

ストックオプション等の株式報酬について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・ 行使価格が市場価格を下回る可能性がある場合等

5. 退任役員の退職慰労金の支給

(1) 業績基準

退任役員に対する退職慰労金の支給等について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・ 3期連続で最終赤字かつ3期連続で無配の場合

(2) 対象者基準

退任役員に対する退職慰労金の支給等に係る対象者について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・ 社外取締役、社外監査役が含まれる場合

6. 剰余金の処分

以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・ 配当基準

配当性向が 20%未滿かつ総資産に対する純資産の比率が 75%超の場合

7. 組織再編関連

- ・ 自己株式取得については、原則として賛成する。
- ・ 合併、株式交換、会社分割、第三者割当などについては、中長期的な株主価値向上の観点から個別に判断する。

8. 買収防衛策の導入・更新・廃止

- ・ 買収防衛策基準

買収防衛策の導入、更新に関する議案については、原則として反対する。また、買収防衛策の廃止に関する議案については、原則として賛成する。

9. その他資本政策に関する議案

- ・ 資本政策に関する議案については、中長期的な株主価値向上の観点から、個別に判断する。

10. 定款に関する議案

定款変更に関する議案については、以下の要件に該当する場合などを除き、原則として個別に判断する。

(1) 取締役会構成に関する基準

- ・ 取締役会の規模について、定員枠が 20 名以上となる場合、原則として反対する。

- ・取締役の任期の変更について、任期が延長される場合は、原則として反対する。

(2) 配当権限基準

- ・剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする議案については、原則として反対する。

(3) 買収防衛策基準

- ・買収防衛策の導入、更新に関する議案については、原則として反対する。また、買収防衛策の廃止に関する議案については、原則として賛成する。

(4) その他

以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・増枠率 100%以上となる発行可能株式総数の増加（普通株式）
- ・取締役解任決議要件の加重

以下の要件に該当する場合は、原則として賛成する。

- ・指名委員会等設置会社もしくは監査等委員会設置会社への移行
- ・自己株式取得に係る決定機関を取締役会とする場合
- ・単元株数の変更

1 1. 株主提案に関する議案

株主提案に関する議案については、以下の要件に該当する場合を除いて個別に判断するが、中長期的な観点から株主価値向上につながらないと判断される議案や定款に記載することが適当でないと判断される議案などについては、原則として反対する。

・情報開示基準

定款変更において役員報酬の個別開示に関する議案については、原則として賛成する。

1 2. その他の議案

- ・その他の議案については、中長期的に株主価値向上に資するか否かという観点から、個別に判断する。

以 上